

令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託 プロポーザル審査委員会設置要領

1 設 置

令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託を実施するに当たって、プロポーザルの審査を厳正かつ公正に行うため、令和7年度「ひたちファンクラブ」管理運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の承認に関すること。
- (2) 提案書を評価するための審査要領の承認に関すること。
- (3) 提出された提案書類等を審査し、最適な提案者を選定すること。
- (4) その他必要な事項

3 組 織

- (1) 委員会の委員は、別紙に定めるとおりとする。
- (2) 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

4 任 期

委員の任期は、「ひたちファンクラブ」運営業務委託契約の締結日までとする。

5 委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 会 議

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

7 意見聴取

委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

8 庶 務

委員会の庶務は、市長公室広報戦略課において処理する。

9 委 任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から適用する。

以 上